

大阪市路上喫煙対策委員会委員公募要項

1 公募内容

- ・ 市民かつ喫煙者を代表して大阪市路上喫煙対策委員会へ出席し、大阪市の路上喫煙対策への幅広い意見・提案を求める。
- ・ 大阪市路上喫煙対策委員会は、年1～2回程度、平日の日中（9時から17時30分のうち2時間程度）に開催する。

2 公募委員数

1名

3 公募期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月5日（月）まで

4 公募委員任期

令和8年11月1日（日）から2年

5 応募資格

大阪市路上喫煙対策委員会委員の公募手続等に関する要綱第3条の条件を満たしていること。

6 応募方法

- ・ 次の提出物を応募期間内に大阪市環境局事業部事業管理課へ持参、送付、ファックス、電子メールのいずれかにより提出すること。

※持参の場合は、平日の9時から17時30分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

- ① 別紙1「大阪市路上喫煙対策委員会委員応募用紙」（応募者の住所、氏名、生年月日、職業、応募動機等の事項を記載したもの）
 - ② 別紙2「路上喫煙の防止に関する小論文」（小論文は所定様式でなくても良い）
 - ③ 別紙3「申し立て書」（応募者の住所、氏名、生年月日を記載したもの）
- ・ 提出物は、次の場所で配布する。
 - ① 大阪市環境局事業部事業管理課（あべのルシアス13階）
 - ② 大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000685397.html>

- ・ 提出物は、応募締切日必着とし、返却は行わない。

7 選考方法

- ・ 応募締切日までに提出物を提出した者を対象に、大阪市路上喫煙対策委員会委員の公募手続等に関する要綱第5条に基づく選考委員会にて、同要綱第6条の選考基準に基づいて行う。
- ・ 選考方法は、提出物の審査によるものとし、必要に応じて、選考委員会にて面接を行う。

8 結果の開示

- ・ 希望する場合は、応募者本人に限り、順位を開示する。
- ・ 開示方法は、選考結果通知に記載する。

9 報酬

- ・ 大阪市路上喫煙対策委員会に出席した場合は、「特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第2条第2項の規定」により、報酬等を支払う。

10 応募先・問い合わせ先

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

ただし、平日の9時から17時30分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

T E L : 06-6630-3153、F A X : 06-6630-3581

メールアドレス : ja0006@city.osaka.lg.jp